



2023年8月9日

各 位

会社名： 株式会社ダイレクトマーケティングミックス
代表者名： 代表執行役社長CEO 小林 祐樹
(コード番号:7354 東証プライム)
問合せ先： 執行役 CFO 土井 元良
電話番号： (TEL 06-6809-1615)

2023年12月期第2四半期決算発表の延期及び 第7期第2四半期報告書の提出遅延（見込み）のお知らせ

当社は、下記のとおり、第7期（2023年12月期）第2四半期報告書につきまして、提出期限である2023年8月14日までに提出ができない見込みとなり、またこれに伴い、2023年8月9日に予定しておりました2023年12月期第2四半期決算発表についても延期することといたしましたので、お知らせいたします。

株主の皆様、お取引先をはじめとする関係者の皆様には、多大なるご心配とご迷惑をおかけしますことを深くお詫び申し上げます。

記

1. 提出が遅延する見込みに至った経緯

令和5年（2023年）7月18日付の当社適時開示「特別調査委員会の設置に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、当社の連結子会社である株式会社マケレボ（以下「マケレボ」といいます。）が受託しているアウトバウンドコール業務（お客様への架電業務）の一部に関し、マケレボの従業員が一部の顧客企業の指定する業務管理システムのログイン履歴を不適切に作出したことによって、当該顧客に対する請求額が過大となっている疑義（以下「本件疑義」といいます。）があることが発覚しました。

本件疑義につきましては、マケレボの顧客企業より、請求額が過大となっている懸念があることから、マケレボの運営に係る実態調査の依頼を受けたことが契機となっております。マケレボ及び当社による社内調査の結果、マケレボの従業員が、業務管理システムに架空のログインを行ったことにより、当該顧客企業に対する請求額が過大になっている疑義が判明したものです。

当社は、本件疑義及び社内調査の結果について、当社の監査委員会及び当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人（以下「当社会計監査人」といいます。）へ報告を行ったところ、双方から、独立性の高い第三者が入った体制で調査を実施すべきとのコメントを得ました。これを踏まえ、当社において社内協議を行った結果、当該案件の事実関係、財務諸表への影響、類似案件の解明にあたり、客観的かつ中立的な立場から調査が必要であるとの判断に至ったため、同日開催の取締役会において、外部の専門家を含む特別調査委員会を設置することを決議し、現在、特別調査委員会において、調査を進めております。

現時点で特別調査委員会が行っている調査手続は、契約書、見積書、請求書等の客観的資料の調査、関係者へのヒアリング、情報提供窓口の設置、当該顧客企業との契約内容と請求額の整合性に関する調査等であり、今後、内部統制システムにおける業務プロセスの確認のほか、デジタルフォレンジックや契約書類の確認、関係者の追加ヒアリング等を実施していく想定です。

当社としては、本件疑義に起因する財務的な影響金額を確定するためには、特別調査委員会の調査を踏まえ、本件における過大請求による連結財務諸表への影響額を算出するとともに、マケレボ以外の子会社を含む当社グループにおける類似案件の有無を確認する必要があると考えております。また、当社会計監査人においては、特別調査委員会による調査結果を踏まえ、連結財務諸表に対する影響額の妥当性を検証するため、重要性の高いものについては取引テストを実施し、再計算を行うなど追加的なレビュー手続が必要となります。

このように特別調査委員会の調査及びその後の手続において、相応の時間を要する見込みであることから、当社は、特別調査委員会に対し、速やかな調査を要請しております。しかし、特別調査委員会からは、潜在的な類似案件の調査対象範囲が当社及びマケレボ以外の子会社も含め多岐に渡ることで、契約件数が年間約 2000 件と膨大である中、顧客毎・業務毎に契約内容が多様であり、業務実態と合わせたチェックにより類似案件を特定する必要があること、そのため実態把握のための特別調査委員会によるヒアリングも多大となること、デジタルフォレンジックにおけるデータ抽出と分析件数が膨大に及ぶことが想定されます。調査及びその後の手続の結果、過年度財務諸表の訂正の可能性もあることなどから、その調査結果を当社が受領できるのは、現時点において早くとも 10 月中旬（10 月 12 日頃目途）になる見込みであるとの回答を得ております。

2. 今後の見通し

以上により、当社は、第 7 期第 2 四半期報告書の法定提出期限である 2023 年 8 月 14 日までに当社の令和 5 年（2023 年）12 月期第 2 四半期連結財務諸表の作成を完了させることができず、また当社会計監査人において本件過大請求による財務諸表への影響が過年度に遡及する可能性があるため特別調査委員会の調査結果を踏まえた追加的なレビュー手続が必要となり、期限までの四半期レビュー報告書の受領ができないことから、当該四半期報告書を提出できない見込みとなりました。あわせて、上記状況から、2023 年 8 月 9 日に予定しておりました 2023 年 12 月期第 2 四半期決算発表についても延期することといたしました。

第 7 期第 2 四半期報告書の提出につきましては、提出期限の延長申請を含めて検討中であり、詳細が決定次第、速やかにお知らせいたします。また、延期後の決算発表日につきましても、決定次第、速やかにお知らせいたします。

当社は、引き続き特別調査委員会による調査に全面的に協力し、調査報告書を受領次第、速やかに調査結果を開示するとともに、当社会計監査人とも緊密に連携し、一日でも早く決算確定を行うべく鋭意努力してまいる所存です。

この度は、株主・投資家の皆様をはじめ関係者の皆様に多大なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。

以 上